

令和4年4月15日

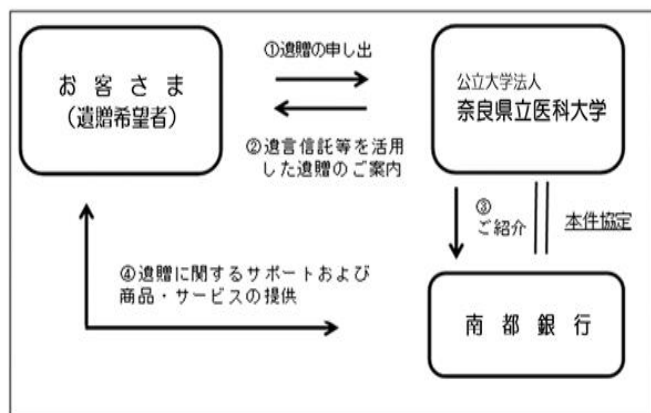


株式会社南都銀行との「『遺贈による寄附制度』に関する協定」および「遺言代用信託を活用した寄附に関する協定」の締結について

公立大学法人奈良県立医科大学は、株式会社南都銀行と「『遺贈による寄附制度』に関する協定」および「遺言代用信託を活用した寄附に関する協定」を締結いたしましたのでお知らせします。

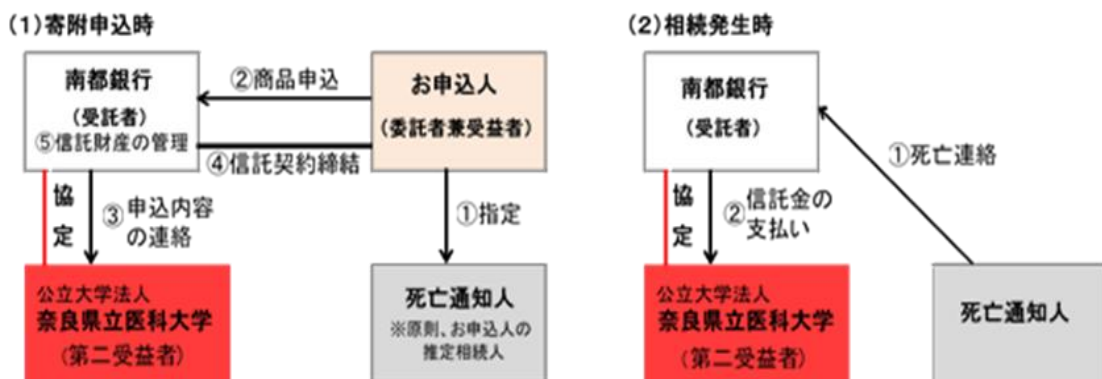
各協定の概要は下記のとおりです。

1. 「遺贈による寄附制度」に関する協定



- (1) 本学に「遺贈による寄附」の申し出があった場合、遺贈希望者に対し提携する銀行として南都銀行をご紹介することができます。
  - (2) 南都銀行は、遺贈希望者の「思い」を確実に実現するため、専門の担当者が遺贈・相続に係る専門的なアドバイスを実施し、遺言書作成等のきめ細かいサポートを行います。
- なお、遺贈希望者から南都銀行へ直接相談があった場合についても、同様のアドバイス・サポートを行います。

2. 遺言代用信託を活用した寄附に関する協定



(連絡先)  
〒634-8521 奈良県橿原市四条町840番地  
公立大学法人奈良県立医科大学  
TEL:0744-22-3051  
総務広報課 鷹壑(たかの)、堀内(内線2204、2215)